

第104回世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

開催日時：令和5年5月1日

案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	備考（修正点等）	議員へ情報提供
審議事項	5月8日以降の学校での新型コロナウイルス感染症の対応について	《教育政策・生涯学習部》	<p>新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。</p> <p>(1) 平時の主な感染症対策 健康状態の把握、換気の確保、手指衛生、咳エチケットの指導を継続する。これ以外には特段の感染症対策は行わない。マスクの着用は求めないことを基本とする。</p> <p>日常的な消毒、給食時の黙食、パーティションの設置は不要とする</p> <p>(2) 感染流行時の対応 校内で感染が流行している場合（学級閉鎖時）などには、マスク着用等の感染対策を検討する。</p> <p>(3) 出席停止の取り扱い 感染した児童生徒等は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間を出席停止とする。 濃厚接触者にあたる者であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。 感染不安で休ませたいという保護者からの相談があった場合には、同居家族に高齢者等いるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としない。</p> <p>(4) 臨時休業（学級閉鎖等）の基準 季節性インフルエンザの対応に準ずる。</p> <p>(5) 臨時休業・出席停止等の措置を講じた場合のICTの活用等による学習指導 登校を控えている児童生徒に対しては、オンライン授業の実施等を行う。</p>	付議のとおり決定する		有